

徳監第1063号
令和5年11月6日

美 浪 盛 晴 様

徳島県監査委員	岡 崎 悦 夫
同	鹿 山 公 弘
同	大 寺 健 司
同	井 下 泰 憲
同	立 川 了 大

令和5年10月11日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の内容

1 請求の趣旨

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により、徳島県知事に対し、後期高齢者医療保険から支払う令和5年9月分のA調剤薬局B店からの診療報酬請求書のうち、那賀町国民健康保険木頭診療所（以下「木頭診療所」という。）内で不法にオンライン服薬指導を受けた木頭地区被保険者・患者に関する服薬指導料の該当する金額をA調剤薬局B店から返還させ、違法な公金の支出を回復する措置をとるよう求める。

2 請求の理由及び原因

徳島県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療保険を運営しており、その財源を県費公金支出している。

監査の対象は、A調剤薬局B店の令和5年9月分診療報酬請求である。その中に含まれる那賀町木頭地区住民がオンライン服薬指導を木頭診療所内で受けて、A調剤薬局B店から薬を配送した診療報酬請求は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第25条の2の規定による薬剤師の医療行為である服薬指導を、保険医である木頭診療所長が管理する診療所内で受けさせたことによって、次のとおり違法性がある。

第一に、那賀町国民健康保険診療施設条例（以下「条例」という。）第3条（4）では、薬剤又は治療材料の投与と支給を行うと定めており、木頭診療所の医師及びその他の職員は薬剤等を患者に提供する義務がある。それを怠り、診療施設内で調剤薬局の服薬指導を受けさせていることは、健康保険法による保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第2条の5及び第19条の3に規定する「特定の保険薬局への誘導の禁止」に該当し、違法である。

第二に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第65号。以下「改正省令」という。）では、オンライン服薬指導においては映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することになり、双方に画像付き通信機器が必要である。A調剤薬局B店は患者の自宅等においてオンライン服薬指導を自ら行わなければならない、木頭診療所内で行ってはならない。健康保険法による保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項第1号の規定により禁止される「保険医療機関と一体的な構造又は一体的な経営」に該当し、違法である。医薬分業による改正省令は留意事項において、オンライン服薬指導を受ける患者側通信環境（オンライン服薬指導に関するその他の留意事項④）や場所（同⑦）をプライバシーが保てることとしている。薬剤師と患者の間に第三者である木頭診療所職員が介在しては、患者の自由な意思で薬剤師に相談することができないし、薬剤師も保険医の管理下にある状態では遠慮なく患者と話すことができないことは容易に推定される。プライバシーが保たれる環境にない。この場合のオンライン服薬指導は認められていない。

ところが、新聞報道にあるように、80歳の後期高齢者などが、令和5年9月1日から同月30日までの間に木頭診療所内でオンライン服薬指導を受けている。そしてこのオンライン服薬指導体制の構築は、薬剤師法では何の権限もない那賀町長が主導したものである。

その弊害は、①A調剤薬局B店の服薬指導料算定が要件を満たしておらず不正請求に該当すること、②A調剤薬局C店で広告して患者誘導していること、③木頭診療所内のオンライン服薬指導装置が他の調剤薬局が開業するのを妨げる要因になっていること、④院内処方調剤に比べて診療報酬が割高になって保険者に負担させていること、⑤患者はすぐには薬をもらえず翌日に薬を受け取る療養上の不合理があること、⑥公費の無駄遣いであること等があり、公益に反し、公序に反している。

求める措置は、趣旨のとおり診療報酬を返還させることであるが、所管の徳島県阿南保健所が木頭診療所及びA調剤薬局B店に対してオンライン服薬指導をやめさせること、そして、条例どおり木頭診療所において薬剤を被保険者患者に提

供することを求めるものである。

(事実証明書の記載は省略する。)

第2 決定の理由

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

ここで本件請求を見るに、請求人は、後期高齢者医療保険からA調剤薬局B店に支払われる令和5年9月分の診療報酬のうち、木頭診療所内で行われたオンライン服薬指導に係る診療報酬について、不正請求である旨主張し、これを返還させるよう、知事に求めるものである。

しかしながら、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条の規定に基づき設置された、都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者として運営するものであり、本県においては、徳島県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務等を担っている。

このとおり、請求人が監査の対象とする後期高齢者に係る診療報酬の支払は、徳島県後期高齢者医療広域連合長によって行われるものであり、知事の財務会計上の行為には該当しない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならないものと判断する。